

第3回岐阜家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成16年11月11日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

岐阜家庭裁判所大会議室

3 出席者

羽瀧清司委員長，新井一明委員，伊藤誠紀委員，金川五朗委員，久世美由喜委員，下澤悦夫委員，高岡健委員，部田隆夫委員，畑良平委員，渡辺かよ子委員，度会さち子委員

(事務担当者)

若山事務局長，坂下首席家裁調査官，小川首席書記官，寺嶋事務局次長，天野訟廷管理官，林総務課長

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 裁判所からの説明

ア 人事訴訟事件の動向について

小川首席書記官から岐阜家裁における人事訴訟事件の申立件数，審理の状況等を説明した。

イ 少年事件の審判・調査の在り方について

坂下首席家裁調査官から岐阜家裁における調査官調査及び保護的措置を説明し，補導委託先の候補者の紹介を依頼した。

(3) 意見交換

テーマ「最近の少年非行の動向について」

各委員から少年を取り巻く社会の問題等について，次のとおり意見が述べられた。

○ 最近起きた長崎市の男児誘拐殺害事件，佐世保市の女兒殺害事件について明らかになったところによれば，長崎市の事件は加害少年と被害少年が顔見知りでなかったものである。加害少年について，手先が不器用だということ，親が厳しくしつけていたということがあった。これは，父親や母親の問題のように言われるが，基本的には平均から外れることがよくない，平均が

一番いい、と親も少年も思っていたということがある。弱い人間をコントロールすることによってしか自分を表現できなくなり、男児を騙して連れ歩き、突き落とす行為に及んだ、そこを見なくてはいけない。平均から外れていった自分を大事にできないという背景があったというのが私の意見である。

これに対して、佐世保の事件はお互い顔見知りの事件であった。これについては加害者側の背景だけではなく、被害者側の背景も見ていかなければならない。1学年1クラスしかない学校で、1年前の小学5年の段階ではクラスはいわゆる学級崩壊の状態であった。加害女子は被害女子からいろいろな面でサポートされていて、加害女子の生き方を被害女子が理解していたという関係にあった。ところが、それが様々な事情で崩れていき、加害女子を支える者が誰もなくなった状態で起こされた事件である。

加害少年の場合は、周りの大人が少年に対しあまりにも平均を要求しているため、平均から外れることによって少年自身が自己価値を低下させていったものである。お互いの相互関係の中で起こっている場合には、大人が何も助けていない状況の中で力関係はめまぐるしく変わるものであるが、支えるものが何もなくなると、こういう事件は起きる。それは、障害の問題とかメディアの問題とか心の教育の問題とは全く違うことであることを私は強調しておきたい。

- 児童自立支援施設は、各県に一つくらいあるが、長崎事件や佐世保事件のような少年を収容することはできない。それだけの力がないし、スタッフもない。しっかりした児童自立支援施設は全国で一つか二つしかないが、強制的措置許可決定がないと収容しないというシステムになっている。
- 強制的措置をとるかどうかは、実際には受け入れた児童自立支援施設の判断による。
- 児童自立支援施設には、昔のままの形でやっているところもあれば、サラリーマン化しているところもあり、幅がある。一番効果があるのは昔のスタイルで、小さな建物で、スタッフも少数で、ちょうど擬似的な親子のようにやっているところである。そういうところはスタッフは住み込みでやっている。スタッフとの信頼関係をどうやって深めるかが最大のポイントである。
- 周囲は更生のためにプログラムとして児童自立支援施設を提供するわけで

あるが、それが肝心の本人に伝わっていない場合は、居場所の喪失感をより強めていくことになる。

○ なぜこんな少年が事件を起こしたのか。原因、育った環境を探ってはみるが見えてこない。少年がパソコンでバーチャルな世界をつくり、架空の人間を通して別れた女性に接触し、トラブルになって殺人未遂事件になったことがある。少年であれば社会性が乏しいのは明らかであるが、従前に比べて対人的な接触が乏しい。今は外で遊ぶことがほとんどなく、パソコンとかゲームにはまっている。親がそういう世代であるということもある。少年には少年なりの付き合い方があると思うが、そこがうまくいなくて、悩みぬいて、いきなりナイフを使うようなことが起きている。そこらあたりを社会の問題というか原因として考えていかなければならないという気がしている。

○ 去る9月8日に、岐阜少年友の会の一員として、宇治少年院を視察した。収容されている少年たちは、14歳から17歳ぐらいの少年たちで、窃盗が半数以上で、凶悪、粗暴、性犯罪も30%近くある。また、小学校3年生までに非行を経験している子も10%近くいて、更に万引、家出、シンナー、覚せい剤等の薬物経験をしている子が30%近くいることを知らされた。中でも実父母のいる少年の比率が30%、親が離婚、別居、所在不明になっている家庭の少年も多くいて、いかに家庭が大切であるか実感した。

ここで、少年の共通する問題性や、行動の特徴を聞いた。特に忍耐力、自己統制の弱いこと、共感性に乏しく、対人関係が上手く結べない、自尊感情が低く、暴力や攻撃的手段によって問題を解決しようとする、何よりも基本的な生活習慣が不足して、基礎学力（書く、読む、話す、聞く等の能力）が不足しているのが特徴、とのことであった。

これらのことを約2年かけて様々な学習を通して特に注意力、集中力を増す指導、他人の話をしっかり聞くトレーニングや、相手の立場に立って相手の気持ちを知る基礎的トレーニング等が行われているとのことであった。

少年たちが学習の一環として描いた絵が多数掲示してあったが、私にとって特に衝撃的であった。色使い等、とても巧みなものや幼いもの等様々だったが、その3分の1ぐらいが、人物の顔が目鼻がついてなく、のっぺらぼうであったり、後ろ向きの背中ばかりが強調された絵が描かれており、少年た

ちの心にひそむ影を見た思いでつらい気持ちになった。

最後に先生に、「社会に何を望みますか」と聞いたところ、少年の立ち直りは、保護者を含めた地域社会の連続ネットワークによる協力が不可欠であるとのことだった。月に1回以上必ず親子が面接し、心の通じ合うことのできる訓練をするが、来院しない親には、出かけていったり、また、親が所在不明の子どももいたりして、想像以上に苦勞の多い大変な仕事であると実感した。

どちらかという、親の方に問題が多く、「親子一緒に少年院に入って生活してほしいくらいだ」等と冗談めかして話されていたのが印象的だった。そして、地域がいかに少年たちを受け入れ支えていくことが大切であるかを実感した。

- 普通の子が事件を起こすという、今までの自分たちの感覚からして想像できないようなことが全国各地で起こっている。子どもたちの心の変化に親とか先生を含めた周りの人が鈍感になっていないかと思う。昔はもっと子どもたちの心の変化に敏感であったような気がしてしょうがない。

少年事件の防止となると決め手はないと思うが、やはり凶悪事件の場合、社会的背景というものが当然にあるわけで、本人の人格特性や家庭事情に原因を求めることはできない。

- 非行少年の個々の特性に合わせて、更生プログラムを組んでいく必要がある。
- 家庭裁判所のリーフレットの標語が以前は「家庭に光を少年に愛を」だったが、今では「家庭に平和を少年に希望を」に変わっている。いつ変わったかははっきりしないが、おそらく今から20年くらい前に変わったと思う。現在は少年には愛がふんだんにあり、溺愛されている。希望や生きがいがないから標語が変わったのであり、生活の貧しさから心の貧しさへの変化とも言える。

少年事件をやっているときに新しい問題に戸惑うことがあるが、それを踏まえて、新しい問題に少しずつ取り組んでいこうとやっているところである。

まず、少年に訓戒しているが、これが非常に難しいと感じている。少年の自己責任ということで、処遇について十分説明をして、こういう行動をすれ

ばこういう結果になるということで、少年院に収容するか、保護観察にするか、児童自立支援施設に入れるか、従来と違った対応をしなければいけないと考えている。

少年の更生については、確立している少年院、保護観察所といった施設以外で、やはり柔軟性のある社会の中で受け入れるということで、補導委託先、保護団体等のいろんな社会支援を開拓して多様にやっていくことが必要であると考えている。

- 少年事件の7割が自転車盗とか車上狙いという街頭犯罪である。少年犯罪の背景について、昔は外で遊んでいたが、今は家の中でゲームばかりやっている状況がある。また、最近のゲームは格闘したり、殺したりするようなゲームが多いような気がする。昔はちょっとした遊び心でやっていたものが、手加減を知らない少年がいるのではないかという気もする。最近では携帯電話の普及に伴う出会い系サイトとか、あるいはインターネットの書き込みが犯罪に絡んでいくなど、社会環境の中でいろいろな要因があるような気がしている。少年が犯罪を犯すのを見ていると、家庭的に恵まれないケースが多いように思う。両親が離婚している家庭の子が多い。これが本当に少年の責任なのか、少年は被害者で、親の責任はないのかと考えてしまう。

非行にならないうちに芽を摘むために、家庭、学校、地域全体で取り組まなければならない。地域を巻き込んで少年が犯罪を起こさない環境づくりが必要である。

(弁護士委員から付添人として関与した少年事件について、事案の概要と審判に対する感想が述べられた。)

(4) 少年事件における被害者への配慮について

(小川首席書記官)

平成13年4月1日に改正少年法が施行され、被害者等の申出により、一定の範囲で非行事実に係る事件記録の閲覧及び謄写をさせることができる制度、被害に関する心情その他事件に関する意見を聴取する制度、審判の結果等を通知する制度が導入された。

平成13年4月1日から平成16年3月31日までに岐阜家庭裁判所に申出があった件数は、閲覧謄写8件、意見聴取2件、結果等通知8件であり、いず

れも認められている。

事件記録の閲覧や謄写がどのようなケースで行われたかという点、交通事故の示談交渉がもつれたケースや、新品のバイクを盗られたが加害者が被害弁償に応じないといったケースである。少年事件の性質上、少年の家庭環境といったプライバシーは守られなければならないし、認められる範囲があくまでも非行事実であるので、単に知りたいからという理由での申出はない。

(5) 裁判員制度について

若山事務局長から裁判員制度について説明した。

(6) 次回の意見交換のテーマについて

「成年後見制度について」

(7) 次回期日

平成17年5月24日（火）午後1時30分から開催する。

(8) 本日の議事概要について

委員会終了後、報道機関に公表するとともに、裁判所のホームページにも掲載し公開する。